

(i) 要介護認定を受けている方へ

介護保険の要介護認定を受けていたり、所得税の確定申告や市・県民税の申告をする際に次の控除を受けられる場合があります。

障害者控除

- 対象者／令和7年12月末日時点で、南国市で要介護認定を受けており、要介護2～5の65歳以上の方
控除を希望する方は、長寿支援課に「障害者控除対象者認定書」の発行を申請してください。

医療費控除

- 対象金額／介護保険サービスの利用料として支払った金額の内、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が記載されているもの
控除を希望する方は、「医療費控除の明細書」を作成して申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除額です。

おむつ代の医療費控除の対象者(次のいずれにも該当する方)

- ①傷病によりおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる方
- ②医師による治療を継続して行う必要があって、おむつの使用が必要と認められる方

【申請方法】

- ・おむつ使用証明書
かかりつけ医師に作成を依頼してください。
- ・おむつ代に係る医療費控除確認書
要介護認定を受けている方のうち、主治医意見書で上記の条件が確認できる方は、長寿支援課で証明書を発行できますので申請してください。
※おむつの使用された年度に応じて取り扱いが異なる場合がありますので、長寿支援課介護保険係までご相談ください。

問い合わせ／申告について 税務課市民税係 088-880-6554
証明書などの発行について 長寿支援課介護保険係 088-880-6556

(i) 副業や投資の勧誘に注意!

空き時間を使って効率よく副収入を得たいというニーズが高まっています。「スマートフォンで簡単に稼げる」と強調する広告やランキングサイトをきっかけに、電話で高額サポートプランを勧誘され、「お金がない」と断ると、スマートフォンを画面共有したまま複数の消費者金融から借り入れさせられることがあります。実際に作業をしても儲けることはできず、高額な借金だけが残ったという相談が増加しています。
不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、下記までご相談ください。

「簡単に稼げる」という広告をうのみにせず、借金してまで契約しないようにしましょう。

相手に安易に個人情報を開示しないようにしましょう。

貸金業者サイトに登録した場合、IDやパスワードを変更するなど悪用されないように対策をしましょう。

問い合わせ／南国市消費生活センター 088-880-6205

(i) 確定申告 市・県民税の申告予約はお済みですか?

088-880-6554

申告内容の留意点

- 添付資料は事前に作成のうえ、予約時にご来庁ください。
- 「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など、添付資料を作成していない場合は、申告受付ができません。
- 期間中は市役所でも所得税の確定申告を受付できますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は税務署で申告をお願いします。なお、所得税の確定申告を済ませた方は、市・県民税の申告は必要ありません。

申告に必要なもの

- 申告者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと身元確認書類(運転免許証など)
- 収入が証明できるもの
源泉徴収票(給与・年金)、その他収入の証明、事業収入・不動産収入の収支内訳書
- 還付申告の場合は、還付金振込先の通帳(本人名義)
- 控除が証明できるもの
各種控除証明書など(国民年金・生命保険・地震保険・個人年金などの支払、障害者手帳など)、医療費控除の明細書(「医療費通知」添付可)、寄附金の領収書・証明書

注意事項

- 予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。
予約時間に遅れると受付できない場合があります。
- 予約した時間に来られなくなったら場合は、必ず連絡してください。
- 申告内容や混雑状況によっては、受付が予約時間から前後することがあります。
- 申告当日に37.5度以上の発熱が認められる場合は受付できません。
ご来庁の際は、マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いします。

問い合わせ／税務課市民税係 088-880-6554

(i) 南国税務署からのお知らせ

書かない確定申告! マイナンバーカードでe-Tax

確定申告会場は大変混雑しますので、スマホやパソコンを使ったe-Tax申告がおすすめです!

Step1 確定申告書等作成コーナーへアクセス▶

Step2 確定申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

Step3 e-Taxで送信

マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Tax送信

確定申告会場にお越しになる方へ

入場には、**入場整理券**が必要です!

- 入場券配布方法
 - ①LINEから事前発行
 - ②会場で当日配付(数に限りあり)
- 開催期間／2月16日(月)～3月16日(月)平日のみ
- 受付時間／8:30～16:00(相談開始9:00～)

問い合わせ／①所得税、消費税、贈与税の確定申告に関するご質問

確定申告電話相談センター(開設期間：1月16日(金)～3月16日(月))
0570-00-5901(自動音声に従って「0」番を選択してください)

②本記事に関するご質問

南国税務署 088-863-3215